

呉市教育委員会会議録
(平成28年6月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成28年6月22日定例会

- 1 開催日時 平成28年6月22日(水) 16:00開会
16:41閉会
- 2 開催場所 呉市役所8階(851会議室)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 船尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育副部長 細川司
教育部参事補 上垣内信治
教育総務課長 清水和彦
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 多幾山晃年
学校安全課長 小川聡
呉高等学校事務長 荒木重雄
中央図書館長 田中宏典
教育総務課課長補佐 追原重臣
- 5 傍聴者 なし

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第21号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- (4) 報告第22号 呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領及び教科用図書採択の手順【呉高等学校】の改定について
- (5) 報告第23号 平成27年度生徒指導上の諸問題の状況について
- (6) 報告第24号 平成27年度学校安全の状況について
- (7) 報告第25号 公共工事（教育部）の発注について
- (8) 報告第26号 平成29年度呉市立呉高等学校入学者選抜について
- (9) 教議第22号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について
- (10) 教議第23号 呉市立図書館協議会委員の委嘱について

(16:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思います、これに御異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、森尾委員・水野委員をお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

追原課長補佐 (平成28年5月17日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第8については、公開前のため非公開に、日
程第9以降の人事に係る案件については秘密会としたいと思います、これに御
異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第21号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第21号「学校教育法等の一部を改正する法律の施
行等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

多 幾 山 課 長 それでは、教議第21号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う
関係規則の整備に関する規則の制定について」御説明いたします。

2ページの議案資料を御覧ください。

このことにつきましては、1. 改正の趣旨にありますとおり、学校教育法等
の一部改正等に伴い、関係規則における所要の規定の整備を行うものでござ
います。

2. 学校教育法等の一部改正の概要でございますが、第1条に、学校の種類
として、新たに義務教育学校が設けられました。義務教育学校は、小中一貫教
育を実施することを目的とする学校で、修業年限は9年とし、小学校段階に相
当する6年の前期課程及び中学校段階に相当する3年の後期課程に区分され、
義務教育学校の卒業生は、中学校の卒業生等と同様に、高等学校への入学資格
を有することとなりました。

3. 改正の内容でございます。まず、呉市立呉高等学校学則の一部改正では、
入学することができる者に義務教育学校を卒業した者を新たに加え、引用規則
の整理を行います。

また、呉市立呉高等学校の通学区域に関する規則の一部改正では、中学校に
限定している規定を、中等教育学校、特別支援学校の中等部若しくは義務教育
学校も含む内容の規定に改めます。

施行期日につきましては、公布の日といたします。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、日程第3の教議第21号について説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 それでは、御発言なしということで、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第22号 呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領及び教科用図書採択の手順【呉高等学校】の改定について

教 育 長 次に、日程第4の報告第22号「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領及び教科用図書採択の手順【呉高等学校】の改定について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

多 幾 山 課 長 報告第22号「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領及び教科用図書採択の手順(呉高等学校)」の改定について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

このことにつきましては、5月定例会におきまして、呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針を県教育委員会の変更内容を踏まえ、項目を新たに加え、文言を整理したところでございますが、5月末に県教育委員会で作成している各教科用図書の内容の程度や構成等が載っている選定資料を情報提供していただけることになりました。

この選定資料を活用すれば、より十分かつ綿密に調査・研究を行え、呉高等学校の教育課程に適した教科用図書の選定の審議を行うことができるようになります。

また、今年度の文部科学省からの通知には、教科書採択方法の改善として、高等学校の希望を聴取し、聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切である旨が新たに追加されておりますので、この通知内容を踏まえた事務内容に改善してまいります。

具体的な改善の手続きにつきましては、1. 改定の趣旨にありますとおり、県立学校の採択手順に準じた事務内容に改善することが適切であるとの考えから、次の2点において採択手続要領を改定したものでございます。

2. 改定の内容を御覧ください。

1点目として、(1)にありますとおり、年度ごとに教科書目録に掲載された全ての教科書の特徴をまとめている県の選定資料を参考にし、必要に応じて教科書見本等の内容を見ながら調査・研究する方法としたこと、もう1点は、(2)にありますとおり、希望教科書について他の出版社との比較、生徒実態との関連を明確にした「選定理由書」を選定委員会に報告する方法としたことの2点でございます。

いずれの内容も、先ほど申しましたとおり、県立学校の採択手順に準じた事務手続きとするものであり、その手続となるよう、4. 新旧対照表の(1)の

新にありますとおりに改正いたしました。

また、この手続要領の改定に伴いまして、資料7ページにございます採択手順表「教科用図書の手順（呉高等学校）」の③，調査・研究委員会から選定委員会への報告に関して及び⑥教育委員会での採択に関して、これら2箇所についても手続要領と同様の内容とするため、5ページにお戻りいただき、4.新旧対照表（2）の右側，新にお示ししておりますように改定したものでございます。

今後、これらの手続要領及び採択の手順に従い、公正かつ適正に採択手続を行ってまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第22号についての説明がありましたが、これについて、御質問等がございましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 改定の趣旨のところ、県立学校の採択手順に準じたところなのですが、県立学校というのは、ひとくくりで同じ採択手順でやられているんですか。学校によって違うということはあるのでしょうか。

多 幾 山 課 長 基本的には県教育委員会の指導に伴って一定の県立学校の方法を取っておりますけれども、具体的な調査・研究など内容については、ほぼ学校においてそれぞれが行っております。

船 尾 委 員 採択の手順に関しては、ほぼ同様の手順で行われているということですか。

多 幾 山 課 長 はい。県立学校はそのような方法で行っております。

教 育 長 そのほか、御質問等ございませんか。

(なしの声)

教 育 長 それでは、御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

報告第23号 平成27年度生徒指導上の諸問題の状況について

教 育 長 次に、日程第5の報告第23号「平成27年度生徒指導上の諸問題の状況について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

小 川 課 長 報告第23号「平成27年度生徒指導上の諸問題の状況」について、御説明いたします。

9ページを御覧ください。

ここに示す左側の棒グラフは、呉市立小中学校の「暴力行為」の発生件数、「いじめ」の認知件数、そして「不登校」の児童生徒数について平成23年度から平成27年度までの過去5年間の推移を表しております。

また、右側の折れ線グラフは、それぞれの国、県、呉市の割合の過去5年間の推移を小学校、中学校別に表しております。

なお、平成27年度の呉市の数値は暫定値であり、国及び県の数値は、まだ、公表されておられません。

まず初めに、1.暴力行為の状況について、御説明いたします。

平成27年度の暴力行為の発生件数は、小学校17件、中学校47件、合計64件となっており、前年度と比較すると、小学校は7件、中学校は8件増加しており

ます。

暴力行為の形態としては、全体の約8割が、喧嘩などの「生徒間暴力」となっております。

増加の要因といたしましては、一部の児童生徒が暴力行為を繰り返す、いわゆる「繰り返し事案」が増加していることが挙げられます。

具体的には、平成26年度の「繰り返し事案」は、5人による11件でしたが、平成27年度は、9人による20件と増加しております。

こうした児童生徒の特徴としては、家庭の教育力に課題がある児童生徒や発達障害のある又は発達障害と思われる児童生徒が、自らの感情をコントロールすることができず、感情的になって暴力行為を起こすといったことが挙げられます。

今後は、より緊密に関係機関等と連携を図りながら、児童生徒及び保護者への働きかけを行うとともに、特別支援教育の専門家の助言を受けながら、「発達障害のある児童生徒への適切な対応」また「暴力行為が起りにくい『落ち着いた環境づくり』」について、全市的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、呉市の暴力行為の1,000人当たりの発生件数につきましては、小学校、中学校ともに、平成22年度以降、国及び県の件数を下回っております。

次に2. いじめの状況でございます。

平成27年度のいじめの認知件数は、小学校78件、中学校53件、合計131件となっております。

前年度に比べて、小学校で44件、中学校で18件と、大きく増加しております。

この増加の要因といたしましては、昨年8月に、文部科学省が「いじめとして認知するか否かの判断」について、「いじめの初期段階」あるいは「ごく短期間のうちに解消された事案」も、いじめとして認知することといった具体的な「判断基準」を新たに示したこと等もあり、学校が、これまで以上に、「いじめを積極的に認知しようとする意識が高まったこと」によるものと考えております。

このことについては、「いじめ事案」を、初期の段階で、できるだけ多く発見し、早期に解決するという考え方でいえば、むしろ望ましい傾向であると考えております。

事案の特徴といたしましては、平成27年度も「冷やかし」や「からかい」、「悪口」等がほとんどで、学校が取り組んだ結果、事態が深刻化する前段階で、ほとんどが解消しております。

今後も、このような事案が生起しないよう、全ての学校で「いじめ防止基本方針」に基づく組織的な指導体制を確立し、「いじめは、どの学校でも起こりうる」という認識の下、児童生徒の気持ちに寄り添いながら、小さなサインを見逃すことなく「早期発見・早期対応」に努めるとともに、「いじめは絶対に許されない」という意識をもって「毅然とした指導」の徹底を図ってまいります。

呉市のいじめの1,000人当たりの認知件数につきましても、小学校、中学校ともに、平成22年度以降、国及び県の件数を下回っております。

続きまして、3. 不登校児童生徒の状況でございます。

平成27年度の不登校児童生徒数は、小学校30人、中学校104人の合計134人となっております。

前年度と比較すると、小学校は3人の増加、中学校が1人の減少とほぼ横ばいという状況でございます。

今後も、「子どもたちが安心して生活できる環境づくり」また「早め早めの家庭連絡や家庭訪問を行う等、新たな不登校を生まない体制づくり」、更には「スクールカウンセラーや適応指導教室、メンタルフレンドの活用」等、不登校児童生徒の減少に向け、粘り強く取り組んで行きたいと考えております。

呉市の不登校児童生徒の割合につきましては、小中一貫教育等の成果もあり、小学校は23年度から、中学校は24年度から、国及び県の割合を下回っております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から報告第23号について説明がございました。これについて、御質問等がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 まず、暴力行為についてなんですけれども、これも少し増えているという説明をいただいたのですが、一部が繰り返すと、そういった家庭教育がなかなか難しい子どもに対して、市教委だけとか、学校だけでなく、呉市のそういった部署との連携は、こういった対策をされていますか。

小 川 課 長 こういった子どもたちの指導については、学校だけでは難しいという見解があるという認識の基で、市長部局の中の福祉保健部であるとか、そういった関係機関と連携を取りながら、どういうふうな形で子どもたちを支援していけるかどうかという、そういった組織を作りながら対応している状況でございます。

船 尾 委 員 たぶん、ずっとやられてきていると思うんですが、なかなか改善できないところもあると思うんです。福祉保健部だけではなくて、何かこう特効薬はないかもしれないんですが、複数の目で見えていくというやり方はあると思うし、今はもう本当に市庁舎も一つになって、いろいろなところと連携をすると市長も言われていましたので、是非今後新しい組織づくりというか、そういったいじめについてもそうなんです、進めていただければと思います。

それといじめについては、同じクラスの中で何か起こったとしても黙認されることが一番怖いことであって、早期発見ができないことであると思いますし、その黙認の原因は、一人の先生のみだけ見ていたのでは、気付かないこともあるでしょうし、これぐらいはという基準が人によって違っていたりとか、一応いじめの基準は定められているでしょうが、人によってその基準は違っていると思うので、複数の大人目で見えていくという取組というか、そういったことも必要ではないかと思えます。今後さらにプロジェクトの中で対策を進めていっていただきたいと思えます。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

香 川 委 員 26年度の5人の子どもらによる件数、それから27年度は9人といわれましたが、暴力行為をする人が分かっていたら、この前宮原中学校で暴力行為があったのも前年度からずっと2年生と3年生がうまくいなくて、子どもたちが喧嘩に

なった。もっと前に未然に防ぐことができるような対策はなかったのか。そういうふうに5人とか、9人とか分かっているのだから、事前に何か対応ができていたら、その子も後遺症が残るような感じだったが、今は学校に来ていると聞いていますのでよかったなと思っています。それをもっと未然に防げたら、その辺の対応はどうでしょうか。

小川課長 今おっしゃるとおり、繰り返すというような事案を減らしていく必要があると思います。そういう意味でいうと、1回目にどういう指導をしたかというところが大事だと思います。そういう中で本当に反省を促す指導ができたのかどうか、また保護者、あるいは関係機関と連携が十分できていたのかどうか、そういったところ、あるいは指導だけで終わってそれがもう解決したと思い込んでしまって、その後の子どもへの見守りであったり、指導が十分できていたのかどうか、そういった意味での指導体制の部分を教育委員会としても、学校としても反省をしていきながら、極力繰り返させないようなしっかりした指導を毅然としてやっていくことが重要だという認識を持っております。

寺本部長 先ほどの暴力行為のことについて、どのように家庭と連携しているかという組織なんですけど、なかなか組織はできて実情はどうかということはあるんですが、自立支援サポート委員会という形で警察、それから臨床心理士とかそういった方々に入っていて、個別の事案をその時全て協議はできないんですが、だいたい方向性とかということについては協議しています。ただ個々のケースについては、なかなかそれができきれないということがあって、これは、課長の方は福祉保健部との連携を言ったんですけども、やはり警察との連携、特に暴力行為については警察との連携はこれまで以上に緊密にしていかななくてはならない。逮捕ということではなく、育成官がいますので、子どもや家庭にも関わってもらってどうするかということ、学校のみだけではできないので、そういった取組は今後も充実していきたいと思います。

教育長 その他、この案件について御質問等ございませんか。

森尾委員 主な対策の力にあります、10ページですね、これのアンケート調査とか個別面談、教育相談ということが書いてあるんですが、機能しているということから改善されてきていると判断してもよろしいのでしょうか。

小川課長 言われるとおおり、こういった取組が機能して早期発見・早期対応できているという認識を持っております。いじめというのはやはり見つけにくい、発見しにくいという状況の中で、年3回以上アンケートを実施したり、個人面談を実施したり、そういった細かい子どもの気持ちをしっかり聞き取って行くという作業がいじめを見逃さないということにつながっていると考えております。

教育長 その他、この案件について御質問等ございませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第24号 平成27年度学校安全の状況について

教育長 続きまして、日程第6の報告第24号「平成27年度学校安全の状況について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

小川課長

報告第24号「平成27年度学校安全の状況について」御説明いたします。
11ページを御覧ください。

まず、1. 交通事故の状況について、御説明いたします。

平成27年度は、23件の交通事故が報告されております。

前年度より10件増加しておりますが、これは、表の下の（注）に示しておりますように、平成27年度から、放課後や休業日など学校管理下外の事故について、軽微な事故でも全て報告することとしたためでございます。

23件のうち、学校管理下の事故（主に登下校時の事故）については、小学校6件、中学校1件、合計7件となっており、前年度と比較して5件減少しております。

また、管理下外の事故は、小学校が12件、中学校が3件、高等学校が1件、合計16件となっております。

特徴といたしましては、放課後、休業日の自転車乗車中の事故の割合が高くなっております。

各学校では、全ての学校で「交通安全教室」等を行い、自転車の安全な乗り方やマナー等について、指導を行っているところでございますが、引き続き、警察等関係機関と連携した「交通安全教室」を実施する等、交通安全指導のより一層の充実を図るとともに、保護者への啓発にも努めてまいりたいと考えております。

次に2. 学校事故の状況についてでございます。

平成27年度に日本スポーツ振興センターへ災害給付申請を行った学校事故発生件数につきましては、小学校812件、中学校723件、高等学校59件、合計1,594件となっており、前年度と比較して105件の減少となっております。

重篤な事故は、発生しておりません。

引き続き、各学校に日常的な施設・設備の安全点検、休憩時間の過ごし方の指導、見守り体制の強化等、事故の未然防止に向けた安全指導・安全管理の徹底を図ってまいります。

最後に、12ページを御覧ください。

3. 不審者の状況についてでございます。

平成27年度の「不審者の報告件数」は24件と前年度と比較して、7件の減少となっております。

今後も、子どもたちが事件・事故に巻き込まれないよう、学校・家庭、地域が一体となった見守り体制を強化していくとともに、「地域安全マップづくり」や「防犯教室」等により、子どもたちに「危険を予測したり・回避する能力」を育成する取組を継続してまいります。

また、不審者に係る情報が、保護者等へ「速やか」かつ「確実」に提供できるよう、「安心ネット」及び「学校メール配信システム」の効果的な運用を推進していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長

ただ今の、「平成27年度学校安全の状況について」説明がありましたが、これについて、御質問等がございましたらお願いいたします。

香川委員 交通事故の発生状況の（２）の平成27年度場合別発生件数で自転車の事故が非常に事故の中で多いんですが、自転車の事故発生について保険を掛けるとか、学校で指導されているんでしょうか。

小川課長 これは強制ではなくて、紹介しながら、入るか入らないかは最終的には保護者の判断になるんですが、そういった働きかけはしております。

水野委員 今回の自転車の事故が多い、自転車の規制がきつくなりましたよね。そういったことをきっちり生徒さんに指導していただきたい。車で走っていても、全くそう関係なしに走って行く生徒が多いもんですから、その辺が気になりました。それから、放課後とか休業日、学校を出てからの事故が非常に多いのがちょっと気になります。このあたりのことはもう少ししっかりと指導していただきたいと思います。

小川課長 先ほどの法改正ですが、自転車の乗り方について何度か注意されたら講習を受けなければいけないであるとか、変更になった時点では各学校の方にチラシを配布してもらって、各学校の方で様々な機会を捉えて指導の方はしてもらっております。これは年1回ではなくて繰り返し行っていく必要があるという思いは持っております。委員がおっしゃるとおり、学校の管理下外のところの事故については、学校が全て見て回るわけにはいきませんので、先ほど申し上げましたように、保護者への啓発をしっかりとやっていく必要があると考えております。

教育長 ほかに御発言はありますか。

森尾委員 ちょっとお聞きするんですが、この110番の家というのがありますが、これは件数的には増えているんですか。

小川課長 いわゆる不審者に会ったとき、危険な状況になったときに駆け込んでいく駆け込み寺的なものなんですが、数でいうと年々減少しております。というのが人口減も影響して、今まで110番の家に登録しておられた方が転居されたり、あるいは住む人がいなくなったりと段々と少なくなっている現状はありますが、新たに加わってくださる方もいらっしゃいます。そういった状況でございます。

森尾委員 そうすると子どもたちの子ども110番の家の認知度というのは、どうでしょうか。

小川課長 各学校で安全マップというのを作っております、「ここに110番の家があるよ」というような学習をしたり、集団下校の時にここが110番の家だということを確認をしたり、また「よろしくお願いします」と挨拶をしたりという形で、しっかりと認識させる取組というのは、各学校で工夫しながらやっております。

教育長 そのほかに御発言はありますか。

船尾委員 これは学校安全ですけど、交通事故のことではないんですが、先ほど香川委員との雑談の中でお話ししたんですが、今日のような警報が出た時には、帰りに地域の方が、見守り隊のような方が一緒にそれぞれの学校の区域の中で送って帰ったりと、すごく大変でしょうけど、そういった事をしてくれている地域の方がたくさんおられると思うんですが、そういった方も減少傾向にあるのではないかと心配もしているので、是非、今しておられる方をしっかり学校の方でケアとか、大切にしてもらって、また次の世代の人にやってもらえるような、

何か地域の中で学校と地域とのおつきあい，そういったことを校長先生にしてもらいたいというのがあるので，是非お願いします。

小川課長 委員がおっしゃるとおりで，登下校の交通事故が減少している大きな要因の中に地域の方の見守りがあり，そのおかげだと思います。校長会の方でもそういったことを話しながら，校長先生方がそういった方々に一言挨拶をしたり，お世話になりますといった形の働きかけをしていくようには，そういう機会を捉えて話しています。本当に大事にしていかなければいけないと考えております。

教育長 そのほかにございますか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

報告第25号 公共工事（教育部）の発注について

教育長 次に，日程第7の報告第25号「公共工事（教育部）の発注について」を議題とします。

荒木事務長 報告25号「公共工事（教育部）の発注について」御説明いたします。
資料の13ページを御覧ください。

本工事は，図書室等があります2号館と，入学式などを行っております多目的ホール，合わせて1,730.56平方メートルに耐震補強工事を行うものでございます。

工事の概要でございますが，2号館は，ピタコラム補強工事などにより，多目的ホールは，天井面鉄骨水平トラス新設により，補強いたします。

耐震補強工事に伴う工事としまして，2号館は電気設備工事，機械設備工事を，多目的ホールは電気設備工事を，併せて発注しております。

本工事の完成期限は，平成29年3月16日としております。

契約の相手方でございますが，一般競争入札として公告を行い，5月26日に開札を行った結果，参加業者3者で，中原建設株式会社が1億1,599万2千円で落札し，6月3日に契約を締結したものでございます。

14ページには，付近見取図を，15ページには2号館1階平面図を，16ページには2号館立面図を，17ページには多目的ホール天井伏図を，18ページには多目的ホール断面図及び立面図を添付しております。

本工事が完了すれば，呉高等学校施設の耐震化率は100%となります。

なお，本件は，昨日の文教企業委員会で行政報告しております。

以上でございます。

教育長 ただ今，事務局から日程第7の報告第25号「公共工事（教育部）の発注について」説明がありました，これについて，御質問がありましたらお願いいたします。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。
それでは，これより非公開の議題に入ります。

報告第26号 平成29年度呉市立呉高等学校入学者選抜について

(16:35)

教 育 長 日程第8の報告第26号「平成29年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

多 幾 山 課 長 報告第26号「平成29年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」報告いたします。

19ページを御覧ください。

「第1 平成29年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」につきまして、5月13日付で広島県教育委員会から、平成29年度の県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、県教育委員会に準じた形で決定するものでございます。

昨年度からの変更点について、資料の22ページの「呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針 新旧対照表」にございますように、基本方針における内容の変更はなく、平成28年度を平成29年度に変更するものでしたので、呉市立呉高等学校の基本方針も同様の変更にしております。

次に、21ページを御覧ください。「第2 平成29年度呉市立呉高等学校の入学生員について」につきましては、呉市立呉高等学校学則第2条第2項の規定により、呉市教育委員会が定めることとなっております。

呉高等学校の通学区域は広島県全域と定めており、広島県の中学校の生徒数は、昨年度から大きな変動がないことから、平成29年度の呉高等学校の入学生員を、平成28年度と同じ160名と決めました。

なお、呉高等学校の定員は、8月末に、県教育委員会へ情報提供し、県教育委員会が取りまとめて発表いたします。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の報告第26号「平成29年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」説明がありましたが、これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより秘密会の議題に入ります。

以上で6月の定例会を閉会します。

(16:41)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 水 野 良 行)

(平成28年6月22日定例会)